

丹波市選挙管理委員会告示第16号

令和2年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

令和2年度においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

令和3年6月1日

丹波市選挙管理委員会
委員長 矢本 正巳